

運 営 規 程

平 成 2 5 年 6 月

社会福祉法人ひまわりの会
指定児童発達支援センター
コ コ ひ ま わ り

社会福祉法人ひまわりの会 指定児童発達支援センター ココひまわり 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人ひまわりの会（以下「事業者」という。）が設置するココひまわり（以下「事業所」という。）において実施する指定通所支援の児童発達支援センター（以下「指定児童発達支援」という。）に係る事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定児童発達支援の円滑な運営を図るとともに、障害児及び障害児に係る通所給付決定保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下（法）という。）第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定を受けた障害児の保護者をいう。以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し、障害児及び利用者（以下「障害児等」という。）の立場に立った適切な指定児童発達支援の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、事業所において、適切かつ効果的な指導訓練を行うものとする。

2 指定児童発達支援の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害児通所支援事業者、障害児相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児入所施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「指定障害児通所支援事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。

3 指定児童発達支援の実施に当たっては、利用者の必要な時に必要な指定児童発達支援の提供ができるよう努めるものとする。

4 前三項のほか、法及び「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第15号）に定める内容のほか、その他関係法令等を遵守し、指定児童発達支援を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 指定児童発達支援を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ココひまわり
- (2) 所在地 岡山県倉敷児島味野1-15-3

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（常勤職員）

管理者は、事業所の職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定児童発達支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 児童発達支援管理責任者 1人(常勤職員)

児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成、障害児又はその家族に対する相談及び援助並びに他の職員に対する技術指導並びに助言を行なう。

(3) 嘱託医 1人以上

嘱託医は、障害児の診療、健康管理及び保健衛生指導を行う。

(4) 児童指導員・保育士 8人以上(うち児童指導員1人以上、保育士1人以上)

児童発達支援等計画に基づき障害児等に対し適切にかつ効果的な指導等及び訓練を行う。

(5) 栄養士、調理員 1人以上

栄養士、調理員は障害児に提供する食事の調理業務と管理業務を行なう。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。具体的には年間計画によって示すものとする。

(2) 営業時間

8:20から17:20までとする。

(3) サービス提供時間

9:30から15:30までとする。

(指定児童発達支援の利用定員)

第6条 事業所において提供する指定児童発達支援の利用定員は30名とする。

(指定児童発達支援を提供する主たる対象者)

第7条 指定児童発達支援を提供する主たる対象者は、障害児(難聴児及び重症心身障害児を除く)とする。

(指定児童発達支援の内容)

第8条 事業所で行う指定児童発達支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 児童発達支援計画の作成

(2) 基本事業

(ア) 日常生活訓練

(イ) 集団生活適応訓練

(ウ) 創作的な活動の指導

(エ) 給食の指導

(オ) 健康指導

(カ) 個別指導

(キ) 障害児の自宅と事業所間の送迎。

(利用者から受領する費用の種類及びその額)

第9条 事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、利用者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、利用者から、当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払いを受けるものとする。

3 事業者は、前二項の支払いを受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。

(1) 創作活動に係る材料費 実費

(2) 給食サービスの提供に係る費用 (1食あたり)

上限負担月額の適用区分	給食に係る負担額
37,200円	315円
4,600円	230円
0円	70円

(3) その他の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって利用者に負担させることが適当とみられるものの実費

4 事業者は、前三項の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用の額を支払った利用者に対し交付するものとする。

5 事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通所利用者負担額等に係る管理)

第10条 事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、利用者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額(以下「通所利用者負担額合計額」という。)を算定するものとする。この場合において、事業者は、当該児童発達支援及び他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告をするとともに、利用者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、倉敷市、岡山市、玉野市、早島町とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第12条 障害児は、指定児童発達支援の利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 事業所の設備の利用に当たっては他の利用者の迷惑にならないようにすること。
- (2) 体調不良に気づいた際には家族は職員に申し出ること。
- (3) 前2項に掲げるもののほか、事業所の管理者が定める規則を遵守するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第13条 職員は、現にサービスの提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関及び家族に連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(事故発生時の対応)

第14条 事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、当該障害児の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置等について、記録を行うものとする。

3 事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第15条 事業者は、事業所に消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。

2 事業者は、非常災害等に備えるため、事業所において避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第16条 事業者は、障害児の人権擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

(1) 虐待防止に関する責任者の設置。

虐待の早期発見に努め、発見した場合は、速やかに必要な措置を講ずる。

(2) 苦情解決体制の整備。

(3) 職員に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施。

(苦情解決)

第17条 事業者は、事業所において提供した指定児童発達支援に関する障害児及びその

家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、事業所において提供した指定児童発達支援に関し、法第 21 条の 5 の 21 第 1 項の規定により岡山県知事又は市町村長（以下、この項及び次項において「岡山県知事等」という。）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は利用者その他当該障害児家族からの苦情に関して岡山県知事等が行う調査に協力するとともに、岡山県知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業者は岡山県知事等からの求めがあった場合、前項の改善の内容を岡山県知事等に報告するものとする。

4 事業者は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにかできる限り協力するものとする。

（身体拘束）

第 18 条 事業者は、障害児の身体拘束を行わない。万一、障害児又は他の障害児及び職員の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合には、家族への状況の説明と同意を受けた後、その条件と期間内において身体拘束等を行うことができるものとする。

（個人情報保護）

第 19 条 事業所は、その業務上知り得た障害児又はその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持するものとする。

3 事業者は、職員が、職員でなくなった後においても、業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持するべき旨を、雇用契約において定めるものとする。

4 事業所は、指定障害児入所施設等（法第 24 条の 2 第 1 項に規定する指定障害児入所施設等をいう）、指定障害福祉サービス事業者等（障害者自立支援法第 29 条第 2 項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。）他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児及びその家族の同意を得るものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 20 条 事業者は、事業所において適切な指定児童発達支援が提供できるよう、職員の業務体制を整備するとともに、職員の資質向上を図るため次のとおり研修の機会を設けるものとする。

（1）採用時研修 採用後 3 ヶ月以内

（2）継続研修 年 1 回以上

2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。3 事業所は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から5年間保存するものとする。

- (1) 提供した指定児童発達支援にかかる必要な事項の提供の記録。
- (2) 児童発達支援計画。
- (3) 市町村への通知に係る記録。
- (4) 身体拘束等の記録。
- (5) 苦情内容等の記録。
- (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録。
- (7) この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(改正)

第21条 この規程の改正は、法人理事会の議決により行う。ただし、法令等の改正による運営規程の変更について適宜理事会に諮ることが困難な場合、軽微な内容の語句の訂正及び加筆等の場合に限り、直近の理事会に報告し事後承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成25年6月1日から施行する。